

輝なんせ鳥取

2007.3
第8号



『市長を囲んで懇談会』 平成19年1月26日 福祉文化会館

竹内功市長と14名の管理職を囲んで「第10回市長との懇談会」が行われ、男女共同参画登録団体、76名が出席し、4人が代表して次の要望・提言を行いました。

①国際交流について、②家庭ごみ処理費の有料化について、③駐車場監視員制度による商店街の影響、④中心市街地の現状と今後のまちづくり、⑤男女共同参画社会への取組状況について

市長等から、要望や質問に具体的で丁寧に回答があり、意見交換で交流を深めました。

これからも、住みよい誇りの持てる鳥取市をつくっていくために、みんなで考え方行動していくことを確認し合いました。

目 次

- 更なる男女共同参画社会の推進に向けて
特集 “改正”男女雇用機会均等法について 2~3
- 「男女共同参画登録団体」会員募集
(一緒に活動しませんか) 4

- 訪問取材 “おじやましま～す”
河原町男女共同参画センター「すぐ来夢」 5
- 編集委員の「輝なんせ鳥取」講座受講レポート
『たのしく子育てしましょう！セミナー』編 5
- 平成19年度「輝なんせ鳥取」啓発講座(予定) 6

“改正”男女雇用機会均等法について

～働く人が性別で差別されない、活き活きとした社会づくりのために～

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた男女雇用機会均等法の改正法が、平成19年4月1日からスタート！。

このことは、男女共同参画社会の更なる推進に大きく寄与するものです。

改正のポイントは以下のとおりです。

○ 男性に対する差別も禁止されます

女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停など、紛争の解決援助が利用できるようになります。

○ 禁止される差別が明確化、追加されます

「募集・採用・配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・解雇」に加えて、「降格・職種変更・パートへの変更などの雇用形態の変更・退職勧奨・雇止め」についても、性別を理由とした差別は禁止されます。また、配置に業務の配分や権限の付与が含まれることを明確化しました。

○ 間接差別が禁止されます

間接差別とは

- ①性別以外の事由を要件とする措置であって、
- ②他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、
- ③合理的な理由がないときに講ずることをいいます。

厚生労働省令で定める下記の3つの措置について、業務遂行上の必要など合理的な理由が無い場合、間接差別として禁止することとしました。

- 募集又は採用に当たって、一定の身長、体重又は体力を要件とすること
- コース別雇用管理における「総合職」の募集又は採用にあたり、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること
- 労働者の昇進に当たり、転勤経験があることを要件とすること

(注) 業務遂行に必要など合理的な理由がある場合に、身長・体重要件や転勤要件等を課せなくなるわけではありません。

禁止範囲の拡大

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	<p>○ 妊娠・出産・産前産後休業を取得したことを理由とする解雇に加えて、省令で定める理由^{*1}による解雇その他不利益取扱い^{*2}も禁止されます。</p> <p>※1 〈省令で定める理由〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「労働基準法の母性保護措置や均等法の母性健康管理措置」を求めた、又は受けたこと ・妊娠又は出産による能率低下又は労働不能が生じたことなど <p>※2 〈不利益取扱いの例〉</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇、雇止め ・退職、契約内容変更の強要 ・降格 </td><td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・減給、賞与等の不利益な算定 ・不利益な配置の変更 ・不利益な自宅待機を命ずることなど </td></tr> </table> <p>○ 妊娠中や産後1年以内に解雇された場合、事業主が「妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないこと」を証明しない限り、解雇は無効となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・解雇、雇止め ・退職、契約内容変更の強要 ・降格 	<ul style="list-style-type: none"> ・減給、賞与等の不利益な算定 ・不利益な配置の変更 ・不利益な自宅待機を命ずることなど
<ul style="list-style-type: none"> ・解雇、雇止め ・退職、契約内容変更の強要 ・降格 	<ul style="list-style-type: none"> ・減給、賞与等の不利益な算定 ・不利益な配置の変更 ・不利益な自宅待機を命ずることなど 		

セクシュアルハラスメント防止対策	<p>○ 男性に対するセクシュアルハラスメントも対象となります。</p> <p>○ 対策が講じられず是正指導に応じない場合、企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、男女とも調停など紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。</p>
------------------	---

母性健康管理措置	<p>事業主は、妊娠婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するとともに、妊娠婦が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするための措置(時差通勤、休憩回数の増加、勤務時間の短縮、休業等)を講ずることが義務となっています。</p> <p>こうした措置が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。</p>
----------	---

ポジティブ・アクションの推進	<p>ポジティブ・アクション(男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組)を講ずる事業主が実施状況を公開する場合にも、国の援助を受けることができます。</p>
----------------	--

過料の創設	<p>厚生労働大臣(都道府県労働局長)が事業主に対し、男女均等取扱いなど、均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は過料に処せられます。</p>
-------	--

施行期日	平成19年4月1日
------	-----------

会員募集

一緒に活動しませんか

鳥取市男女共同参画センターに『男女共同参画登録団体』として登録している各団体では、一緒に活動していただける会員を募集しています。

※会費、活動費が必要な団体もあります。 ※加入に条件がある場合もあります。

※申込み、問い合わせ先：鳥取市男女共同参画センター ☎0857(24)2704へ照会ください。
各団体の連絡先をお伝えします。

	団体の紹介・活動内容	募集コメント
鳥取市男女共同参画推進会議	<p>男女共同参画社会の実現、つまり老若男女だれもが社会の対等な構成員として、家庭や地域、職場でいきいきと活躍できる社会づくり活動をしています。「男は仕事、女は家事」ではなく共に支え合うための普及活動として広く市民の方を対象とした講演会を開催、また会員の研修などを実施しており、県内の会員と情報交換をしております。研修の内容は固定的性別役割分担による性差を法律や歴史から学びながら会員一人ひとりが新しい生き方を学んでいます。</p> 	<p>この会の入会は義務教育終了年齢以上の方で、その他の資格は問いません。 年会費1人1,900円（会員研修や機関紙発行の経費）です。 男女共同参画に関する関心をお持ちの方は、私たちと一緒に学び新たな自分を発見してみませんか。</p>
鳥取友の会	<p>雑誌「婦人之友」の読者の集まり。鳥取友の会には、20代から90代までの会員が70名います。衣、食、住、家計と生活全般にわたり「持ちすぎない」「食べすぎない」「使いすぎない」をモットーに、適量を大切に考えて取り組んでいます。環境問題もとり上げ、鍋にかぶせる事で光熱費の節約にもなり、CO₂の排出量をへらす効果のある“鍋帽子”は特許を得ています。会員の家庭を研究室として知恵を出し合い、はげまし合ってよりよい社会づくりに向けて、日々学び合っています。対外的には、県民文化会館、倉吉未来中心を会場に家事会計講習会を開催しました。</p> 	<p>乳幼児グループ 職業グループ 高年のグループと 各年代に合わせたグループに参加してみませんか？</p>
TORI-WOMAN	<p>2003年～2006年鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」で開催された「ステップアップセミナー」「起業・再就職セミナー」の受講卒業生及び鳥取で働く女性からなるグループ。自主企画のセミナーの開催や年4回NEWSの発行を通じ、夢を実現させ、活き活きと輝きたいと想う女性が集まっています。同じような想いの仲間に向けて、今日も元気の光線を振りまいている非営利の団体です。</p>  <p>知事公舎見学会の様子</p>	<p>ワクワクするような何か楽しいことに遭遇したり、ステキな出会いがあったり、「やるぞ～」と勇気が出たり…名づけて“心のスポーツクラブ”がTORI-WOMANです。NEWS年4回発行、セミナー（カルチャーあり、ステップアップあり）とイベント（見学会や食事会）は、毎年4回開催。活動は自由参加、強制はありません。会員費1,000円（NEWS作成・郵送代）、セミナー、イベント参加は無料です。</p>
ハングル・コスモスの会	<p>私たちは県東部を中心に、鳥大講師の賀恵京（か へぎよん）先生を囲んで、韓国の言葉ハングルを勉強しているグループです。 ハングルは日本語に近く、習いやすい外国語です。 現在60名近い会員が言葉をはじめ、韓国歴史や文化についても勉強しています。また鳥取市の姉妹都市である清州市など韓国の団体とも積極的に交流して、友情と相互理解を深めています。 心を通り合わせるには、まず言葉が不可欠です。一緒に楽しく、韓国文化を学びましょう。</p> 	<p>「ハングル・コスモスの会」では現在、5月5日開講のハングル講座を受講する、新会員を募集しています。 教室は毎週土曜日午後1時から、入門、基礎、初級、応用の四クラスに分かれ、福祉文化会館内鳥取市男女共同参画センター研修室で行います。受講時間は各1時間です。 入会金、受講料などは、お問い合わせください。 ハングル・コスモスの会ホームページ http://kosmos05.exblog.jp/</p>
鳥取市むつみカレッジ	<p>当会は昭和54年より鳥取市働く婦人の家利用者会議会として働く女性を支援する活動に取り組んできました。平成14年7月の鳥取市男女共同参画センター設立により「鳥取市むつみカレッジ」と名称変更しました。超高齢社会に向けシニアライフの活かし方を多くの市民に広める生涯学習が必要不可欠であり、学習を深めることにより、会員の資質向上と活動の発展及び市民への意識向上と地域活性化を目指した学習の拠点である団体です。</p> <p>教室としては「和裁」「洋裁」「手編み」「日本人形」「茶の湯(裏千家)」「健康ヨガ」「若返りスマイルピクス」「ペン習字」「漢字書道」「かな書道」「墨絵」「バイヤス編み」「レザークラフト」「パッチワークキルト」「くらしの生花(池坊)」「家庭料理」「一葉句会」「さざんか短歌会」「いなばちぎり絵」「絵手紙」などがあります。</p> 	<p>鳥取市むつみカレッジの学習期間は1年更新で、4月1日～翌年の3月31日までとしています。(年度中途に参加希望される場合は当会へ問い合わせください)</p> <p>※対象：一般市民で年齢を問いません。(特に男性は歓迎です)</p> <p>※会費：500円×月回数を月初めに ※入会金：1教室ごとに年500円</p>



“おじゃましま～す”

今回は河原町男女共同参画センター“すぐ来夢”を訪問しました



「すぐ来夢」外観

河原町男女共同参画センター“すぐ来夢”は、合併以前の名称を引き継ぎ、現在は公募の10人（18年度は女性9名、男性1名）で構成された企画運営委員会で自主的に管理運営されています。町民体育館の一角に設けられ、男女共同参画を目指す各団体の拠点、情報交換の場として、重要な役目を果たしています。今回、運営委員会会長の西川さんと副会長の田淵さんにお話をうかがいました。

「この『すぐ来夢』は町内女性団体と町議会議員との対話集会の折に、活動拠点が欲しいという声が出て、それが平成14年度に実現したものです。合



取材風景
(右から西川さん・田淵さん)

併時の糸余曲折がありましたが、存続して皆喜んでいます。登録団体の数もこの4年で8に増えました。各々が自由に会合をしたり、パソコン、印刷機、書籍資料が使用できるようになっており、団体ボックスや連絡会で互いに情報交換もしています。平成11年度から行政との協働で、「まちづくりフォーラム」をいろいろな形で開催しています。



実行委準備会の様子

今年度は、3月の開催に向けて、実行委員会を立ち上げて準備を進めました。皆で内容や講師の選定などの希望を出し合って決め、チラシも手作りです。

身の回りを見ると家庭の中での男女平等意識や、地域活動の場など、男女共同参画はまだまだです。とにかく、今は皆さんに（男女共同参画について）知ってもらう機会を増やすことが大事だと思って活動しています。今後は、男性の多い団体などにも参加してもらえたならと思います。」



3月4日開催
「男女共同参画まちづくりフォーラム」

★登録の8団体は次のとおりです

「おはなし宅急便“キキ”」「障害児・者母の会“ほほえみ”」「くらしを考える会」「男女共同参画推進会議河原支部」「赤十字奉仕団」「食生活改善推進員連絡協議会河原支部」「河原町子ども会育成連絡協議会」「厚生保護女性会」

編集委員の

輝なんせ鳥取

講座受講レポート

『たのしく子育てしましょう！セミナー』編

講座名 「たのしく子育てしましょう！セミナー」

講 師 口ケットくれよん

日 時 平成19年2月25日（日曜日）午後1時30分～3時30分



「とうもろこし」の黄色い粒々、「ブロッコリー」の青々とした房、水やりをして大きく育った「向日葵（ひまわり）」、保育士の時に耳にされた子どもたちの言葉を歌にされていた。「雪だるま」

「おもち」は手遊び歌である。口ケットくれよんのお二人は子どもたちが感動する心に寄り添って数多くの歌を生み出され、その折々のエピソードも語られていた。

ギター、ハモニカ、鳴り物…伸びやかで明るい歌声に包まれて、セミナーに参加した40人近くの親子の皆で手拍子したり、身体を揺らしたりした。

参加された子どもさんの笑い声が本当に楽しそうで、親も思わず、仕事の疲れもふっ飛び、ニコニコ顔になっていた。

平成19年度

「輝なんせ鳥取」啓発講座(予定)

鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」では、男女共同参画に関する啓発講座を開催しています。平成19年度は以下のとおり開催する予定ですので、多くの方の御参加をお待ちしています。詳しくは、その都度「とっとり市報」や「鳥取市ホームページ」などでお知らせします。

講座名	開催回数	開催時期(予定)	講座の内容とねらい
パソコン講座	4回連続×1講座	6月	女性のパソコン技術の習得を支援し、女性の社会参画を促進します。
匠に学ぶ男の料理教室	4回 (うち3回は合併地域での開催)	6、9、12、2月	男性の料理技術の向上と家事参加を促進し、家庭の中の男女共同参画や、仕事と家庭との両立を促進します。
わくわく男性塾	3回連続×1講座	7月	洗濯・掃除などの基本を学び、また男性にとっての男女共同参画とは何かを学ぶことにより、家庭の中の男女共同参画や仕事と家庭との両立を促進するとともに、男性の生き方の再発見を促進します。
今までの私から、ちょっとステップアップセミナー	5回連続×1講座	8月	自分自身や日々の生活を見つめ直し、新たな能力の発見・開発を支援します。
企画力養成講座	1回	9月	イベント等の企画・運営のポイントを学び、男女共同参画に関する啓発イベントの開催などの活動を支援します。
DV・児童虐待防止セミナー	3回連続×1講座	10月	DV、児童虐待の発生原因や現状、対応策について考え、DV等の発生防止や被害者支援を推進します。
再就職・起業支援セミナー	5回連続×1講座	11月	起業・再就職に関するノウハウを学び、女性の就業を支援します。
いきいき女性塾	4回連続×1講座	1月	女性が抱える体、心の悩みの解決や、法律、会話のコツなどの知識を身に付け、女性がいきいきと生活できるための支援を行います。
市民自主企画イベント	2回	未定	男女共同参画社会実現に向けた啓発講座を企画・運営する市民団体を募集し、開催することにより、市民団体と行政との協働で男女共同参画を推進します。
出前講座	随時	通年	学校、企業、地域などにおける男女共同参画に関する学習会や研修会に講師を派遣し、様々な分野での男女共同参画を推進します。
新規 セクシャル・ハラスメント防止セミナー	1回	11月	労働者の能力が十分に発揮できる職場環境をつくるため、企業内での取組や法律、支援制度について理解し、職場環境の整備を促進します。
新規 国際理解講座	1回	2月	国際的な男女共同参画推進取組の実態や女性問題に関する理解を深め、国際的な視点を持って男女共同参画推進することを支援します。
新規 定年後これから講座	2回連続×1講座	3月	退職者に対して、退職後も男女ともいきいきと過ごすため、年金・介護といった知識や地域での仲間づくりなどを支援する。

●輝なんせ鳥取●

鳥取市男女共同参画センター

※鳥取市男女共同参画センター：愛称「輝（き）なんせ鳥取」
学習や交流、情報交換など男女共同参画社会の実現を目指した拠点です。
愛称の「きなんせ」とは、だれでも気軽に集い、学び、女性も男性も共に自分らしく
いきいきと輝ける社会（男女共同参画社会）の実現を願って名付けられました。

〒680-0022 鳥取県鳥取市西町2丁目311番地

TEL (0857) 24-2704

FAX (0857) 20-3054

E-mail danjyo@city.tottori.tottori.jp

URL http://www.city.tottori.tottori.jp/